

《子育て世代・三世代同居 補助対象要件フローチャート》

【子育て世代の場合】

◆子育て世帯（中学生以下の子がいる世帯）であり、その家族が居住する



◆夫婦ともに県外出身者である



◆1年以上継続してひたちなか市に居住する見込みである



◆夫婦のいずれかが助成対象経費を負担している



◆ひたちなか市立地適正化計画で設定する居住誘導区域内に立地している



【三世代同居・近居の場合】

◆市外から転入して三世代同居・近居になった日が令和3年4月1日以降である



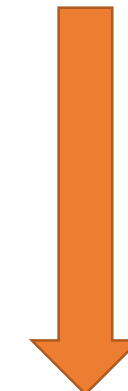
◆同居・近居を1年以上継続する見込みである



◆申請者の三世代家族が居住するものである



◆三世代家族のいずれかが、助成対象経費を負担している



《子育て世代・三世代同居・近居 共通要件》

◆申請日時時点で、市内の自治会に加入している（見込みでも可）

◆引渡しを受けた日が令和3年4月1日以降である

◆建築基準法第6条の規定による確認を受けている

◆過去に構成員がこの助成金の交付を受けていない

◆世帯の構成員全員に市税の未納がない

◆生活保護法の規定による保護を受けていない



補助対象になる可能性があります